

企画競争実施の公示

令和元年7月22日（月）

四国運輸局観光部観光企画課長 寺岡 昌人

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務名

“歩き遍路”を目的とした欧米豪からの訪日外国人旅行者の受入環境整備対策事業

(2) 業務内容

別紙「説明書」のとおり

(3) 履行期限

令和2年3月19日（木）

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和元年度・2年度、3年度一般競争入札及び指名競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち「A」～「D」の等級に格付けされ、四国地域の参加資格を有している者であること。

(3) 四国運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館4F

四国運輸局観光部観光企画課 電話 087-802-6735 ファクシミリ 087-802-6732

メールアドレス skt-kanki@gxb.mlit.go.jp

(2) 企画提案書の作成及び提出方法

①書類の規格及び頁数：A4版 10頁程度

②構成：表紙（業務名、事業者名及び提出日を記載）、企画内容等（③にも留意）

③企画提案書には、当該業務の実施体制及び経費の見積及び内訳も明瞭に記載すること。

④2(2)の資格要件に適合することを証する書類（写）を添付すること。

⑤提出期限：令和元年8月1日（木）17時00分

⑥提出方法：(1)に5部、持参又は郵送（書留郵便で期限内必着）するか、メールアドレスまで送信すること（メールの場合は5MB以下の容量とし、電話等で着信の確認を行うこと）。

(3) 説明会 実施しない。

- (4) 企画提案に関するヒアリング 必要に応じて実施することがある。
- (5) 提案書を特定するための評価基準
別紙「提案書の評価基準」のとおり。

4 支払条件及び概算予算額

- (1) 支払条件 納入検査終了後、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、債権者の取引銀行口座へ契約金額を振込むものとする。
- (2) 概算予算額 1000万円以下（消費税及び地方消費税相当額を含む）

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は 3 (1) とし、提出期限の前日まで照会を受付け、口頭で回答するものとする。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出期限までに実施部局に到達しなかった提案書は、いかなる理由をもっても特定されない。
- (5) 提案書の差し替え及び再提出は、原則認めないこととする。なお、特定後においても提案書の記載内容の変更は、原則認めないこととする。
- (6) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (7) 提案書を特定した場合は、当該提案書を提出した応募者に対しその旨を書面で通知する。提案書を特定しなかった応募者に対して、当該提案書を特定しなかった旨及び特定しなかった理由を書面により通知する。
- (8) 特定しなかった提案書は応募者に返却する。なお、返却を希望しない提案者はその限りでない。
- (9) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (10) 特定した提案内容については国等の行政機関の情報公開法に基づき開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (11) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (12) 当公示にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。
- (13) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表するものとする。
 - ① 特定した提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎、評価項目毎の評価得点及び合計点

提案書の評価基準

提案書は、次に掲げる事項により評価し、最も高い点数を獲得した応募者を最適な者として特定する。

1 評価項目と評価基準

(1) 業務内容の理解度

事業の目的、趣旨を十分に踏まえた企画提案がなされているか。

(2) 提案内容の実効性

提案内容が具体的で説得力があり、成果が期待できるものであるか。

(3) 業務遂行の確実性

事業の準備を含め業務全体を円滑かつ安定的に遂行できるか。

(4) 予算の妥当性

企画提案内容が予算的に妥当なものであるか。

2 特定方法

(1) 委員が、企画提案書ごとに各評価項目について1点から10点までの点数を記入する。

(2) 1(1)～(3)については、その重要度を考慮し、委員記入の点数を2倍する(70点満点)。

(3) 女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、以下の認定を受けているワーク・ライフ・バランス等推進企業については、最大3%加点点評価する。

① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく認定(えるぼし認定企業)

② 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)

③ 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)に基づく認定(ユースエール認定企業)

(4) 上記(3)の認定を確認するため、提案書に併せ別添様式1にてワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況を提出すること。なお、認定通知書の写し又は行動計画届出書の写しを添付すること。

(5) 評価点数の合計が最も高い企画提案書を採用する。ただし、上記(3)の加点前の合計点を委員の数で除した平均点数が42点(70点の60%)に満たない場合は採用しない。

(6) 評価合計が最も高い企画提案書の提出者が複数ある場合は、委員長の決するところによる。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

- ※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※ 該当する項目については、それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し、一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し（ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱（平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定）第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人にあっては、同要綱に基づく認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】

○2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】

○3段階目の認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が300人以下である。
【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」（旧基準）（注1）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

○「くるみん認定」（新基準）（注2）を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナくるみん（特例）認定」を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

（注1） 旧くるみん認定マーク（次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「改正省令」という。）による改正前の認定基準又は改正省令附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定マーク）

（注2） 新くるみん認定マーク（改正省令による改正後の認定基準に基づく認定マーク）